

# サービスごとの指導事項【居宅系（障害者総合支援法）】

## 1 人員基準関係

### (1) 人員基準における用語の定義等

※<共通事項「11 人員基準等について」参照>

### (2) 人員配置について

職種	配置基準
管理 者	1人（常勤・専従） ※ 業務に支障が無い場合は他の職務を兼ねることができる。（当該事業所の従事者、同一敷地内に限らず同一の事業者によって設置された他の事業所等の管理者又は従業者であって、適切な把握や一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、緊急時の対応について対応できる場合） ※詳細は基準をご参照ください。
サービス提供責任者	事業所ごとに常勤の従業者であって、専ら指定居宅介護等の職務に従事する者のうち、事業の規模に応じて1人以上（以下のいずれかを満たすこと）  ① 当該事業所の月間延べサービス提供時間が 450 時間又はその端数を増す毎に1人以上 ② 当該事業所の従業者の数が 10 人又はその端数を増す毎に1人以上 ③ 利用者の数が 40 人又はその端数を増す毎に1人以上  ④ <u>③の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が 50 人又はその端数を増すごとに1人以上</u>
従業者	常勤換算で2.5人以上

- ！ 管理者は常勤ですか。
- ！ 管理者が同一の事業者によって設置された他の事業所等と兼務する場合であっても、例えば管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される指定障害者支援施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられます。
- ！ サービス提供責任者の配置基準における「事業の規模」は前3月の平均値を用いてください。
- ！ サービス提供責任者として非常勤職員を配置する場合は、当該事業所の常勤の従業者が勤務すべき時間数の2分の1以上に達している者（常勤換算0.5以上の者）でなければなりません。
- ！ サービス提供責任者の変更の際には、変更届出書と勤務形態一覧表を必ず添付してください。

### (3) 居宅介護職員初任者研修修了のサービス提供責任者に係る改正

居宅介護事業所においては、居宅介護職員初任者研修（旧居宅介護従業者養成研修2級）を修了し、3年以上の実務経験のあるはサービス提供責任者として配置する取扱が削除されたため、ご留意ください。

### (4) 行動援護従業者等の資格要件

#### ◆行動援護従業者の資格要件

行動援護従業者養成研修修了者等であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有するもの。

#### ◆行動援護サービス提供責任者の資格要件

行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に3年以上の従事経験を有するもの。

ただし、令和9年3月31日までの間、令和3年3月31日において居宅介護のサービス提供責任者の要件又は居宅介護初任者研修の課程を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者のいずれかの要件に該当し、かつ、直接業務に5年以上従事した経験を有することで足りるものとする。

（令和6年度報酬改定において経過措置が延長となっています。）

## (5) 同行援護従業者等の資格要件

令和3年度の制度改正により、同行援護従業者の要件のうち、盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従業者養成研修修了者とみなす経過措置について、令和6年3月31日まで延長されました。当該経過措置の対象者について、令和6年3月31日までに同行援護事業所の従業者であった場合に限り、令和9年3月31日までの間は、引き続き同行援護従業者養成研修修了者とみなすことができます。

！ この取扱いにより、同行援護従業者養成研修修了者とみなされた盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護を提供した場合は所定単位数の10%が減算されます。

### ◆ 同行援護従業者の資格要件（①～④のいずれかに該当する者）

- ① 同行援護従業者養成研修一般課程修了者（盲ろう者向け通訳・介助員で令和6年3月31日において同行援護の事業を行う事業所の従業員であった者については、10%の減算）
- ② 居宅介護職員初任者研修修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害者等の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者
- ③ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者(10%又は30%の減算)
- ④ 国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

### ◆ 同行援護サービス提供責任者の資格要件（①及び②、③または④のいずれかに該当する者）

- ① 居宅介護のサービス提供責任者の要件又は居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者のいずれか
- ② 同行援護従業者養成研修応用課程（相当すると認められる研修を含む）の修了者
- ③ 国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者
- ④ これに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者養成研修修了者

※経過措置終了後もそのまま資格要件を満たすことなく従事しているケースが見受けられます。

これらは、減算や報酬返還に該当するだけでなく、指定基準に反して運営を行っていると見なされるため、より重い行政処分の対象となる可能性があります。

今一度、各資格要件等の確認をお願いします。

## 2 運営基準関係

### (1) サービス提供困難時の対応

- ◆ 利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

<指定基準第13条>

！ 正当な理由により、利用者に対しサービスの提供を行うことが困難であると認められる場合は、他の事業所の紹介を行うなど、必要な措置を行ってください。

### (2) 受給資格の確認・サービス利用に係る支給申請手続き等の援助

- ◆ サービス提供を求められた場合は、受給者証によって、支給決定の有無、有効期間、支給量等を確かめなければならない。
- ◆ 支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- ◆ 支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

<指定基準第14・15条>

！ 受給者証と受給者証分冊等により、障害支援区分の変更の有無の確認、複数の事業者間との調整等を適切に行ってください。  
！ 受給者証の内容を確認し、必要に応じて支給決定の更新手続きや変更申請等の案内・援助をしてください。  
！ 支給決定の有効期限が切れた状態でサービス提供を行っても、介護給付費等の給付の対象とならないので、注意が必要です。

### (3) サービス提供の記録

- ◆ サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。
- ◆ 記録に際しては、支給決定障害者等からサービスを提供したことについて確認を受けなければならない。

<指定基準第19条>

- ◆ 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

<指定基準第42条>

！ サービスを提供した際は、提供した者が「提供日、具体的なサービス内容その他必要な事項（実績時間数、伝達事項）」をその都度記録してください。

【主な指導事例】

- × サービス提供記録を作成していなかった。作成しているが利用者の確認を受けていなかった。（署名等による確認がされていなかった。） → 報酬の請求はできません。
- × 介護保険の様式により、サービス提供記録を作成していた。
- × 介護保険の利用者ファイルに障害福祉サービス利用者の記録が綴じられているなど、記録の保存が適切でなかった。
- × 個別支援計画(サービス等利用計画)に基づいたサービス提供がどのようにおこなわれているのか確認できないものがあった。

#### (4) 利用者負担額の受領

- ◆ 事業者は、サービスを提供した際は、支給決定障害者等から当該サービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- ◆ 法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、支給決定障害者等から当該サービスに係る指定障害福祉サービス費用基準額の支払いを受けるものとする。
- ◆ 通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合は、それに要した交通費の支払いを受けることができる。
- ◆ 費用の額の支払いを受けた場合は当該費用に係る領収証を支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- ◆ 通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合に要する交通費については、あらかじめ支給決定障害者に対し、説明を行い、同意を得なければならない。

<指定基準第21条>

！ 利用者が受けたサービスが明確になるよう、領収証や請求書などには、サービス名、サービス提供年月、費用の内訳等を明記してください。

#### (5) 介護給付費の額に係る通知等

- ◆ 法定代理受領により市町村からサービスに係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

<指定基準第23条>

【主な指導事例】

- × 本人負担がない利用者に対して、当該利用者に係る介護給付費の額を通知していなかった。

## (6) サービス内容の説明、提供について

- ◆ サービスの提供に当たっては、計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。
- ◆ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- ◆ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- ◆ 常に利用者の心身の状況その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

<指定基準第25条>

- ◆ 事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

<市条例第5条>

- ！ サービス内容について、誤解が生じないよう、丁寧に説明を行ってください。
- ！ 親しみやすい関係作りも大切ですが、利用契約に基づいた関係であることを念頭に置き、適切な接し方、話し方となるようにしてください。

## (7) 居宅介護計画の作成

- ◆ サービス提供責任者は利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービス内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。
- ◆ サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居家族並びに利用者に対して指定計画相談支援または視程障害児相談支援を行う相談支援事業者にその内容を説明するとともに、これを交付しなければならない。また、サービス提供責任者は、サービス等利用計画を踏まえた居宅介護計画の作成等を可能とするため、当該相談支援事業者が実施するサービス担当者会議に参加し、利用者に係る必要な情報を共有する等により相互の連携を図るものとする。

<指定基準第26条>

- ！ 居宅介護計画はサービス提供責任者が作成していますか。
- ！ 利用者、その同居家族及び計画相談支援事業者に説明を行った上で、計画を交付していますか。（令和6年度報酬改定で、計画相談支援事業者への交付が義務付けられました。）
- ！ サービス提供責任者は相談支援事業者が実施するサービス担当者会議に参加していますか。
- ！ 適宜、計画の見直しをおこない、（最低1年に1回程度は計画の変更がない場合でも）計画の再作成、交付を実施してください。

### 【主な指導事例】

- × サービス提供責任者でない者が居宅介護計画を作成していた。
- × 作成者が記載されておらず、誰が作成したのかがわからないものとなっていた。
- × 個別支援計画の適用期間(有効期間)が明記されていなかった。

## (8) 同居家族に対するサービス提供の禁止

- ◆ 従業者に、その同居の家族である利用者に対するサービスの提供をさせてはならない。  
<指定基準第27条>

！ 別居家族であっても、実態としてヘルパーとしての業務であるのか、家族による介護であるのかが明確に区別できない場合は指定サービスの提供とは認められない場合がありますので、このようなサービス提供を行う場合は事前に本市障害者支援課に確認してください。

## (9) 勤務体制の確保等

- ◆ 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。
- ◆ 事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービス提供を行わなければならぬ。
- ◆ 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。
- ◆ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

<指定基準第33条>

- ！ 従業者として従事する者とは雇用契約等を締結し、管理者の指揮命令下でサービスが提供されるようにしてください。
- ！ 雇用者と従業者とのトラブルが生じないよう、雇用契約書等には従事する業務内容について正確に記載してください。

### 【主な指導事例】

- × 従業者の雇用契約書が未作成、不備となっており、雇用関係が明確となっていなかった。
- × 勤務表が作成されず、人員基準が満たされているか確認ができる状態となっていた。

## (10) 秘密保持等

- ◆ 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ◆ 事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- ◆ 事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならぬ。

<指定基準第36条>

- ！ 個人情報の取り扱いについて、マニュアルを作成する等して、従業者への周知を図っていますか。
- ！ 従業者等の退職後も守秘義務があるので、雇用時等にその旨を取り決めるなどの措置をしてください。

<居宅系 - 7>

- ！ 他事業所等への利用者情報提供に対し、文書で利用者等の同意を得ていますか。
- ！ 計画相談支援の利用時など、個人情報の取り扱いには十分に注意してください。

## (11) 苦情解決

- ◆ 利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- ◆ 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

<指定基準第39条>

- ！ 重要事項説明書等に苦情解決の措置の概要について記載がありますか。
- ！ 事業所内に苦情解決の措置の概要について掲示を行っていますか。
- ！ 苦情を受け付けた場合には、受付日、内容等を記録するとともに、迅速かつ適切に対応していますか。
- ！ 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを行ってください。

## (12) 事故発生時の対応

- ◆ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県（北九州市）、市町村（支給決定の実施主体）、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- ◆ 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- ◆ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

<指定基準第40条>

- ！ 事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや救命救急講習等を受講することが望ましいこととされています。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えないとされています。  
※その他、事故報告書の様式等の詳細については、<共通「8 事故等が発生した場合の報告について」を参照してください。

## (13) 利益供与等の禁止

- ◆ 事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- ◆ 事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

<事業所指定基準第38条>

- ! 具体的には、以下のような事例があげられます。
  - ・利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与する
  - ・障害福祉サービスの利用を通じて一般就労に至った利用者に対し祝い金を授与すること
  - ・障害福祉サービスの利用開始に伴い利用者に祝い金を授与すること
  - ・利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと 等
- ! 障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為を障害福祉サービス事業者は行ってはならない。また、当該規定の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定障害福祉サービス事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。

#### **(14) その他<共通事項>の項に掲載している事項**

事項名	参照する項
<b>身体拘束等の禁止</b>	共通事項「7 身体拘束等の禁止について」
<b>虐待の防止</b>	共通事項「6 虐待防止のための取組みについて」
<b>衛生管理等</b>	共通事項「10 非常災害対策、衛生管理等について」
<b>業務継続計画の作成等</b>	共通事項「10 非常災害対策、衛生管理等について」

### **3 報酬算定関係**

#### **(1) 同一敷地内建物等の利用者等に提供した場合の減算**

居宅介護事業所等が所在する建物と同一敷地等に居住する利用者又は同一建物に居住する一定数以上の利用者に対し、サービス提供を行う場合について減算されます。

下記のイ又はロの者に居宅介護を行う場合は、所定単位数の10%、ハの者に居宅介護を行う場合は、所定単位数の15%が減算されます。

- イ 指定居宅介護事業所等の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護事業所等と同一の建物に居住する者
- ロ 上記以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
- ハ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合）

！ 同一敷地内建物等の定義については、留意事項通知を参照してください。

#### **(2) 福祉専門職員等連携加算（居宅介護）**

- ◆ 居宅介護のサービス提供責任者が、精神障害者等の特性に精通する専門職に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該専門職と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該居宅介護計画に基づくサービスを行った場合に算定できます。
  - ◆ 初回のサービスが行われた日から起算して90日の間、3回を限度として算定できます。
- ！ なお、連携する専門職とは、当該利用者の状況を従前から把握している医療機関、障害福祉サービス事業所等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等の国家資格を有する者（以下、社会福祉士等）のことをいいます。
- ！ 相談支援事業所の社会福祉士等が利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合は、相談支援事業所の本来の業務となることから、算定対象外となります。

##### **【具体例】**

居宅介護の利用を開始する者が入院していた精神科病院の精神保健福祉士と連携する場合

- 居宅介護の利用開始に伴い、居宅介護事業所は、当該利用者が入院していた精神科病院の精神保健福祉士に対して、居宅介護計画作成への協力依頼を行う。
- 依頼を受けた精神科病院の精神保健福祉士は、サービス提供責任者の訪問に同行し、居宅介護の利用者の日常生活能力と病状に伴う変化も含めたアセスメントを「アセスメント表」等の作成を通して提供する。さらに、利用者との関係作りや障害特性、支援ニーズ等についても情報提供を行い、利用者の特性に応じた、より障害者の自立を促進する視点に立った居宅介護計画の作成に協力する。

### (3) 重度訪問介護の対象者

- ◆ 重度訪問介護の対象者については、下記のとおりとされています。

(1) 病院等に入院又は入所をしている障害者以外の障害者に対して提供した場合

区分4以上に該当し、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令別表第一における調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援不要」以外に認定されているもの

イ 第543号告示の別表第二に掲げる行動関連項目の合計点数が10点以上である者

(2) 病院等に入院又は入所をしている障害者に対して提供した場合

(1) のうち、区分4に該当し、病院等へ入院又は入所する前から重度訪問介護を利用している者

※ (2) の者に対して重度訪問介護を行った場合の重度訪問介護サービス費の算定については、病院等に入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者と意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において指定重度訪問介護等を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定する。

！ 算定上の留意事項については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」を必ずご確認ください。

### (4) 障害支援区分6の者に対する加算（重度訪問介護）

- ◆ 重度訪問介護において、重度訪問介護従業者養成研修（重度訪問介護従事者養成研修追加課程又は重度訪問介護従業者養成研修統合課程の修了も必要）を修了した者が、障害支援区分6に該当する者にサービス提供を行った場合は、100分の8.5に相当する単位数が、所定単位数に加算されます。

### (5) 二人のヘルパーによるサービスの提供について（重度訪問介護）

- ◆ 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して指定重度訪問介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき所定単位数を算定する。
- ◆ ただし、別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

！ 算定に係る考え方は以下のとおりです。

(1) 区分6の利用者に対し、重度訪問介護を提供した新任従業者ごとに、120時間以内に限り、所定単位数を算定する。ただし、原則として、1人の区分6の利用者につき、年間で3人の従業者について算定できるものとする。ただし、地域の重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により、市町村が認めた場合には、3人を超えて算定できることとする。

- (2) 熟練従業者が複数の新任従業者に同行した場合の時間に制限はない。
- (3) 熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や、当該期間については、利用者の状態像や新任従業者の経験等を踏まえて判断されるものである。
- (4) 新任従業者が複数の区分 6 の利用者に支援を行う場合、当該利用者に行う同行支援の合計時間が 120 時間を越えることは認められない。

## (6) 支援計画シート等が未作成の場合の減算（行動援護）

- ◆ 行動援護において、関係者間で情報を共有し、一貫性のある支援を行うことが重要であるため、サービス提供にあたって、「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」の作成が必須化されたため、支援計画シート等が未作成の場合は、所定単位数の 5 %が減算されます。

## (7) 居宅介護のサービス提供時間について

- ◆ 居宅介護は、短時間に集中して支援を行う業務形態であり、短時間サービスが高い単価設定になっていますが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことで、居宅における介護サービスの提供体制を強化するために設定されているものです。  
このため、単に1回の居宅介護を複数回に分けて行うことは適切でなく、1日に居宅介護を複数回算定する場合には、概ね2時間以上の間隔を空けることとなっています。  
間隔が2時間未満となった場合には、それぞれの報酬単価を算定するのではなく、双方のサービス提供時間を合算した報酬単価を算定します。

(例)

身体介護 30 分	45 分の間隔	家事援助 40 分	45 分の間隔	身体介護 30 分の場合
-----------	---------	-----------	---------	--------------

⇒ 40 分の家事援助と1時間の身体介護として算定

この場合、前後の身体介護の間隔が2時間未満であるため、前後の身体介護を1回（1時間）として算定することとなります。

※身体の状況等により、短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならぬ場合や、別の事業者の提供する居宅介護との間隔が2時間未満である場合を除く。

- ◆ サービスを行った場合には、実際に要した時間により算定するのではなく、居宅介護計画に基づいて行われるべきサービスに要する時間に基づき算定します。
- ◆ 1人の利用者に対して複数の居宅介護従業者が交代して居宅介護を行った場合も、1回の居宅介護としてその合計の所要時間に応じた所定単位を算定します。
- ◆ 所要時間 30 分未満で算定する場合の所要時間は 20 分程度以上必要です。（夜間、深夜及び早朝の時間帯に提供する場合を除く。）

## (8) 家事援助について

- ◆ 家事援助において買物等の外出支援を行うことはできません。

※病院受診時の介助を行う場合は、居宅介護サービスの「通院等介助」、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の介助を行う場合は、地域生活支援事業の「移動支援」を利用していただくことになります。

## (9) 通院等介助と通院等乗降介助について

- ◆ 「通院等介助」と「通院等乗降介助」は次のとおりサービス内容が異なりますので、ご注意ください。

通院等介助…病院や診療所に通院する場合（入院と退院を含む）や、公的手続き又は相談のために官公署を訪れる場合等における介助を行う。

※「通院等介助」で算定できる場合とできない場合の例

利用方法	算定の可否
公共交通機関を利用	算定可
福祉有償運送等（介助者は運転しない）を利用	車両内で介護の必要がある場合：算定可 車両内で介護の必要がない場合：算定不可
福祉有償運送等（介助者が自ら運転する）を利用	算定不可 ※この場合は「通院等乗降介助」

通院等乗降介助…病院や診療所に定期的に通院するとき等、（福祉有償運送の登録を受けた）  
従業者が自ら運転する車両への乗車・降車の介助や乗車前・降車後の屋内外における移動の介助、通院先での受診等の手続きや移動等の介助を行う。

※ 居宅介護の通院等介助等について、居宅が始点または終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象となります。

### 【主な指導事例】

- × 通院等介助において、他に介助者を付けずに従業者自身が運転を行っていたが、その間の支援にかかる算定を行っていた（運転中は運転に専念しており、介護を行うことができないため算定不可）。
- × 通院等介助、通院等乗降介助について、買物など、算定が認められない行き先について算定を行っていた。

## (10) 初回加算

- ◆ 新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、
  - ① サービス提供責任者が初回若しくは初回のサービス提供を行った日の属する月にサービス提供を行った場合、
  - ② その他の居宅介護従業者が初回若しくは初回のサービス提供を行った日の属する月にサービス提供を行った際にサービス提供責任者が同行した場合（同行訪問した旨の記録が必要）に算定できます。
- ◆ この加算は利用者が過去2月に当該指定居宅介護事業所等からサービスの提供を受けていない場合に算定できます。

## (11) 緊急時対応加算

- ◆ 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、当該指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていないサービスを緊急に行った場合に、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として算定できます。
- ◆ 「緊急に行った場合」とは、居宅介護計画に位置付けられていない居宅介護（身体介護を中心とする場合及び通院等介助（身体介護を伴う場合）を中心とする場合に限る）を利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行なった場合をいいます。
- ◆ 当該加算は、1回の要請につき1回を限度として算定できます。
- ◆ 当該加算の対象となる居宅介護については、所要時間が20分未満であっても、30分未満の身体介護中心型の所定単位数の算定及び当該加算の算定は可能であり、当該加算の対象となる居宅介護と当該居宅介護の前後に行なわれた居宅介護の間隔が2時間未満であった場合でも、それぞれの所要時間に応じて算定できます（所要時間を合算する必要はありません）。
- ◆ 緊急時対応加算の対象となるサービスの提供を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、サービス提供時刻、緊急時対応加算の対象である旨等の記録が必要です（算定の要件）。
- ◆ 市町村により地域生活支援拠点として位置付けられていることを市町村に届け出たうえで、緊急時対応加算を算定した場合、1回につき所定単位数に更に加算できます。

## (12) 移動介護緊急時支援加算 ※重度訪問介護

- ◆ 重度訪問介護従業者が、利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1日につき所定単位数を算定できます。
- ◆ 算定する場合は、道路運送法（昭和26年法律第183号）等他の法令に留意してください。

「その他必要な支援」とは、常時介護を要する者の障害の特性に起因して生じうる緊急の支援であり、例えば、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対する制御的対応等のことです。

- ◆ 一日に複数の事業者が同一利用者に対して、移動介護緊急時支援加算を算定する場合は、事業者がそれぞれ所定単位数を算定できます。
- ◆ 事業所やヘルパーが所有する自動車により重度訪問介護サービス等に連続して行う場合は、道路運送法上の許可又は登録が必要であり、これらを受けずに運送を行う事業所については報酬の対象とはできません。
- ◆ 運転中の時間は報酬の算定対象とはなりません。

### (13) 特定事業所加算

特定事業所加算には、「体制要件」・「人材要件」・「重度障害者対応要件」の要件がありますが、本紙では、運営指導等で特に誤りが多く見られた「体制要件」について記載しています。

「人材要件」「重度障害者対応要件」についても、報酬告示・留意事項通知等で必ずご確認ください。

#### ◆ 体制要件

##### ア 計画的な研修の実施

- ・研修内容の全体像と研修実施のための勤務体制の確保が必要となります。
- ・個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期を定めた計画策定を行ってください。  
※計画については、すべての従業者が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を受講できるよう策定を行ってください。

##### イ 会議の定期的な開催

- ・サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて当該事業所においてサービス提供に当たる居宅介護従業者のすべてが参加するものでなければなりません。
- ・実施にあたっては、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に行うものや、サービス提供責任者が従業者一人ひとりと個別に又は数人ごとに行っても差し支えありません。
- ・会議の開催状況については、その概要を記録しなければなりません。
- ・概ね1月に1回以上開催されている必要があります。
- ・会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができますが、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこととされています。「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン等についても遵守してください。

##### ウ 文書等による指示及びサービス提供後の報告

- ・サービス提供責任者が、当該利用者を担当する居宅介護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する居宅介護従業者から適宜報告を受けてください。

※「文書等による確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能です。 (電話のみは不可)

## **工 定期健康診断の実施**

- ・「常時使用する労働者」に該当しない居宅介護従業者も含めて、少なくとも1年以内に1回以上、事業主の負担により実施しなければなりません。

## **オ 緊急時における対応方法の明示**

- ・緊急時における対応方法等を明記した文書を利用者に交付し、説明することとなります。なお、文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することによって足りるものとします。

## **カ 熟練した居宅介護従事者の同行による研修**

- ・サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる居宅介護従業者が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うことが必要とされます。

## **！ 文書等による伝達及び報告は毎回必要であり、これらを欠いている場合には、特定事業所加算は算定できません。**

※1日のうち、同一の居宅介護従業者が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情のないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えない（合わせて1回の指示と報告で可）とされています。

## **！ 人材要件は前年度もしくは算定日が属する月の前3月間の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出された数が基準を満たしているかを確認します。届出を行う際は最低でも直近3月分の勤務形態一覧表の実績を添付してください。**

## **◆ 特定事業所加算については、加算の取得後も常に要件を満たしておくことが必要とされます。要件を満たさなくなったら場合は、変更・終了の届出を行ってください。なお、加算を算定できなくなるのは、要件を欠いた月の翌月からとなります。**